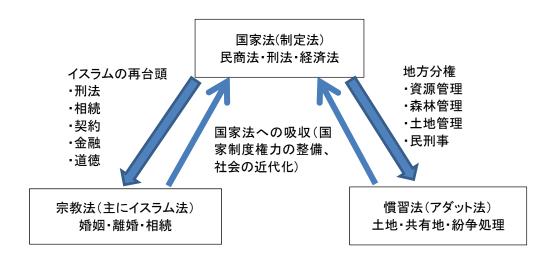
# インドネシア人の法意識

2012年6月8日 財団法人日本インドネシア協会 島田 弦(名古屋大学大学院・国際開発研究科)

# 1. インドネシア法の概要

# (1)インドネシア法の三元構造



# (2)インドネシアの基本法の状況

民法	1847 年(正文はオランダ語)
刑法	1918年(正文はオランダ語)→1990年代から改正の試み
商法 (会社法)	1847 年(正文はオランダ語)
民事訴訟法	1926 年(正文はオランダ語)
刑事訴訟法	1981 年(正文はインドネシア語)→NGO などの協力で起草

# 2. 法意識・法文化とは?

### 国家制定法・西洋(オランダ)からの移入法・近代法の諸原則

自由な個人(個人主義)、私的所有権、契約自由、 公法と私法の区別、国家権力の制限、私的領域への不干渉、基本的人権 独占の禁止、株主保護、債権者保護



風土(農耕·狩猟·遊牧)、宗教·文化(儒教、仏教、自然観)、前近代的社会構造、民族構造(単一民族)etc...

### 西洋とは異なった法の適用・運用

たとえば日本:「大岡裁き」、行政指導、談合やインサイダー取引への寛容、隣人訴訟への批判、「入れ墨」批判、

独自の法文化・法意識→外部者にとっては取引費用(契約などの予測可能性を高めたり、 権利を遂行するための費用)の増加(参入障壁)となる

# 3. インドネシア人法意識の表出点

# (1)権利に対する考え方:憲法制定の場から

1945年の憲法制定過程での議論→憲法に「人権保障」を定めるべきか?

スポモ (オランダで博士号、バタヴィア法科大学教授、独立後は司法大臣): インドネシア村落の伝統的統治制度への回帰を主張

指導者→特定の人びとを代表するのではなく、人びと全体の利益を理解し判断を下す。 国民→「何が私の権利か」を問わせるのではなく、「この大きな家族の一員としての私 の義務はなにか」を認識させることが憲法の役割

 $\downarrow$ 

国家と個人の対立を前提とする個人の権利、自由経済、議会制をすべて家族主義に矛盾 する制度であるとして、憲法から排除することを主張

# (2)父権主義的意識:銀行監督に関わるコーポレートガバナンスのあり方1

#### 1)Duta Bank

スハルトが理事長である財団が株式の大半を所有

1990年4月に良好な事業内容説明書を発表。1990年6月に上場。

1990年9月に7820億ルピアの外貨取引損失を発表。

コミサリス会が取締役会を解任→役員に対する民事訴訟なし。副頭取1名が刑事訴追・ 有罪

財団が損失相当額を銀行に贈与(新株割り当てなどの代償なし)

### 2 Summa Bank

インドネシア第2の財閥アストラ・グループをもつ Soeryadjaya の一部門(長男が経営) 1990 年代初めの規制強化(株主への融資制限・公定歩合引き上げ)+放漫経営→不良債権増加

1991年7月に中銀が「不健全 tidak sehat」銀行に指定

1992 年 6 月に、Soeryadjaya 家が Summa Bank の救済を行うと中銀に約束(その後、さらに多くの不良債権が明らかになるが、それについても家族による補填を約束)→最終的に銀行免許取消・清算(1992 年 12 月)

取締役・コミサリスの責任は問われず。

#### (3)Bank Pikko

上場銀行ではもっとも小規模

1997 年 4 月に不自然な株価操作が発覚 (800-1050 ルピアから、4 月 8 日に数時間で 4050 ルピアに上昇) →取引所の調査を狙った空売りと大規模投機筋の大口買い

資本市場監査局(Badan Pengawas Pasar Modal, Bapepam)→2名が株価操作を狙い架空売買を行っていたと発表→10億ルピアと5億ルピアの制裁金。そのほか関連したブローカーに罰金や文書警告。証券取引所にも警告と改善要求

Bapepam がブローカー個人に罰金を科したことの問題

ブローカーの行為は犯罪を構成するのではないか→刑事手続によらなければならない。 犯罪でない場合→1995 年資本市場法では、Bapepam がブローカー個人に制裁金を科せ るかには疑いがある。→当事者はこの点を争わなかった。

→関係者(特に、株価操作を主導したブローカー)が当局の制裁に素直にしたがったことは、インドネシアの法適用における父権主義的意識を示唆する。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Benny S Tabalujan, "Why Indonesian Corporate Governance Failed- Conjectures Concerning Legal Culture", Columbia Journal of Asian Law vol.15 pp.141-171, 2002 より引用。

# (3)法意識は変わるのか:汚職の問題

### ①伝統的汚職:

アンダーソン(文化人類学者):ジャワ文化の権力観から汚職を説明

「権力を持つものへの富の集積は悪徳とは考えられていない」

「富は権力の結果としてその保持者に流れていくものであり、自然の帰結」

「他方、富のために権力を用いること、すなわち個人的利益の追求に権力を用いること は、すでに権力の崩壊の兆候を示す」

→「典型的な汚職は、行政機関のある部分全体を潤すための伝統的な俸禄として、官僚 機構を安定化させる本質的な要素として正当なもの」

# ②汚職と経済成長:

a.非効率で曖昧な規則と低給で士気の低い官僚の存在

賄賂支払いのインセンティブは大きく、その便益も明らかであるため、結果として汚職 は制度全体の効率性を強化し、また賄賂は一種の手数料として機能する。

b.安定したスハルト政権における構造的汚職と経済成長の両立

汚職によるコストは投資を減退させない程度に予測可能なものにコントロールされる 権力者への賄賂→予測可能性と所有権保護という法の機能を代替する構造

# ③改革後の汚職への考え方:西洋的理念との齟齬

a.世界銀行の汚職対策モデル(自由市場主義経済指向のモデル):

経済への国家介入の縮小

政府調達プロセスの市場化・透明化

地方有力者による私物化 (local capture)を抑制する制度環境整備を前提とした分権化

### b.1998 年国民協議会特別会決議(スハルト体制への総括):

汚職=「国家運営において企業経営者と上級公務員を巻き込み、汚職、癒着および縁故主義 korupsi, kolusi dan nepotism を助長する特定の集団による利益を与える慣行」(決議11号)。したがって「経済民主主義を実現し、公正と公平の原則に反する人または企業の集団への資産および経済力の集中が起きることを防止・回避しなければならない」(決議16号)

汚職の問題点=経済民主主義に反するような、汚職による富の不公平な偏在状況(※汚職そのものではない)

#### ④今後の問題

法制度・司法権の機能不全→代替機能としての汚職への依存はそのまま 所有権保護目的の汚職対策(自由市場主義)vs 平等主義的正義の汚職対策(国家介入)